

令和6年度 第1回 市川市国民健康保険運営協議会

令和6年7月8日
国民健康保険課

【議題】

1. 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
○軽減判定所得の引上げについて（報告）
2. 令和5年度 事業報告
3. その他

- 日本では「国民皆保険制度」がとられており、日本に住んでいる全ての人は、原則いずれかの公的医療保険に加入する義務があり、いずれの公的医療保険にも加入していない人は、原則住民票がある市区町村の国民健康保険に加入する必要があります。

年齢↑

75歳以上	後期高齢者医療制度（基本的に75歳到達すると加入）			
退職後	国民健康保険			
就労期 （勤務先等で加入）	被用者保険			国民健康保険 （自営業、無職者等とその家族）
	健康保険組合 （主に大企業の従事者と家族）	協会けんぽ （主に中小企業の従事者と家族）	共済組合 （公務員・教職員等と家族）	
就学期・幼児期	親の属する保険に加入			

★国民皆保険の「最後の砦」

被用者保険加入者、生活保護受給者以外で75歳未満の人はすべて国民健康保険に加入します

市川市の国民健康保険被保険者数
→81,902人
（2024年4月末現在）

市川市民の約17%が加入



【医療保険ってなに？】

- ・人生のいろんなリスクに備えて、人々があらかじめお金（保険料）を出し合い、実際に病気やケガのリスクが生じた人に、必要なお金やサービスを支給する仕組みです。

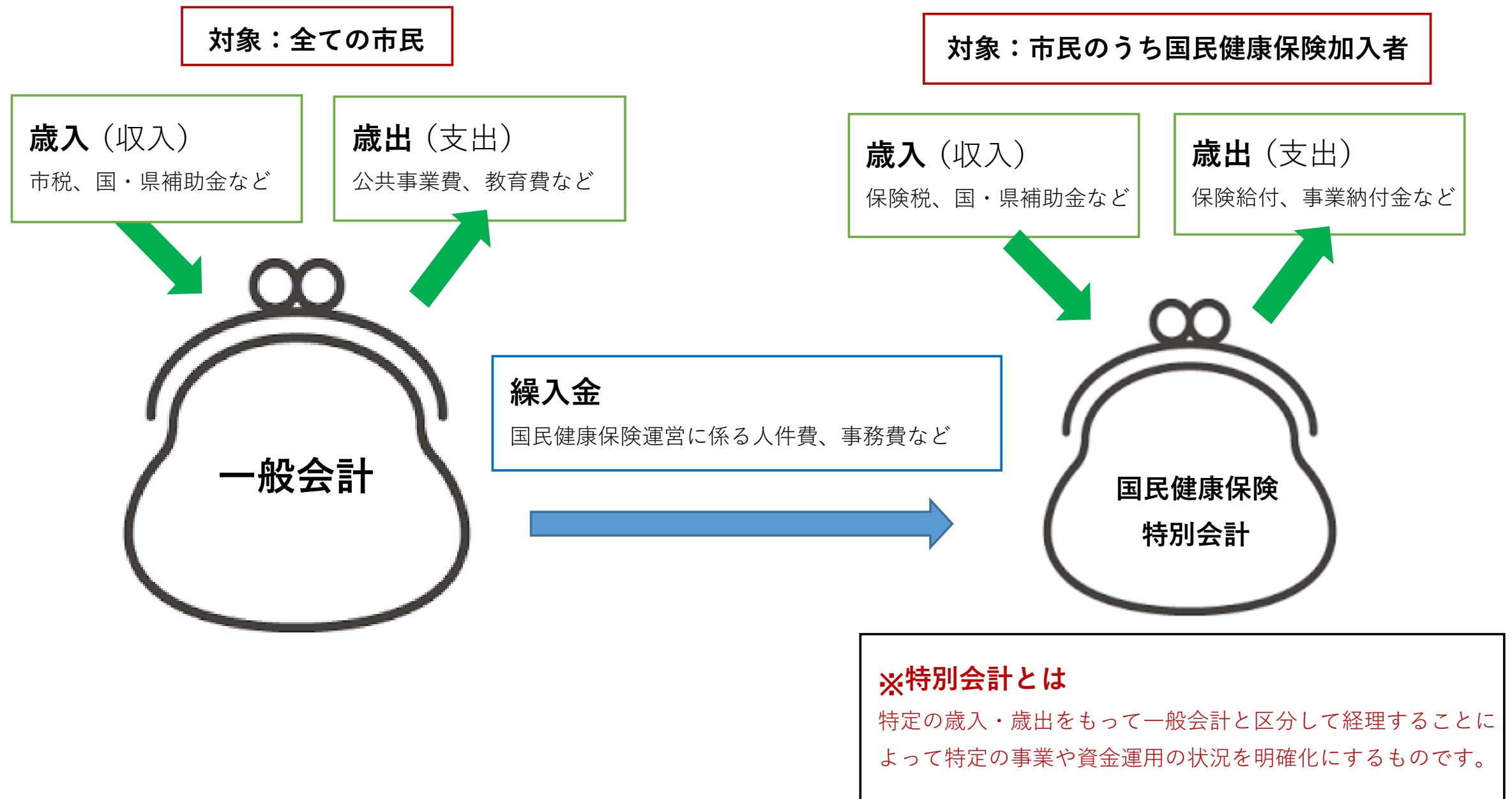
【保険者ってなに？】

- ・国民健康保険を運営する、都道府県及び市町村のことをいいます。（国民健康保険法第3条第1項）。

【被保険者ってなに？】

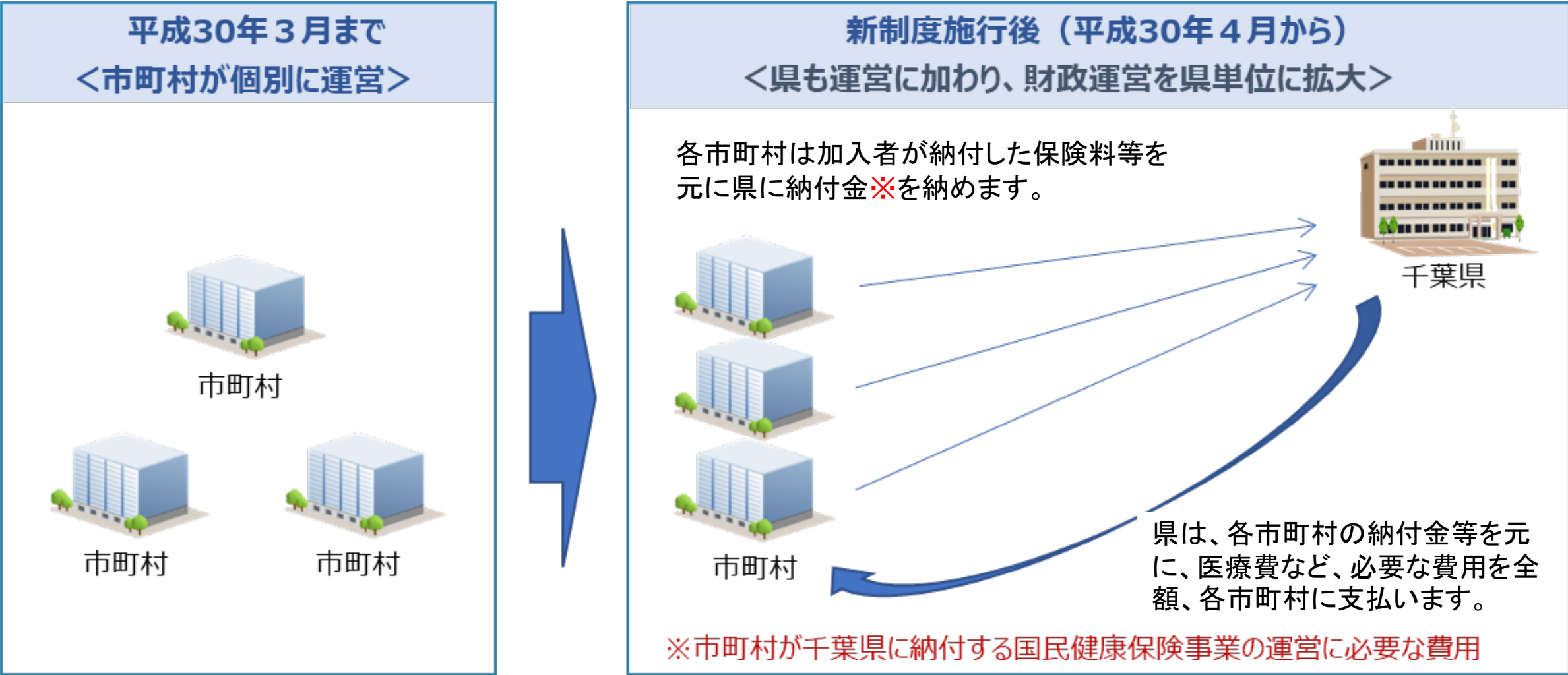
- ・都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者となります。（国民健康保険法第5条）。

- 国民健康保険の運営は法律によって自治体の一般会計とは別に経理（特別会計）されています。
特別会計は独立採算を原則としていますが、市川市の国民健康保険特別会計は長年に渡って赤字が続いており、毎年、一般会計から多額の赤字補てんを受けています。



【国民健康保険の特徴と制度改革】

国民健康保険は被保険者の平均収入が低い一方で年齢構成や医療費が高いことから、他の医療保険に比べて保険料の負担率が高くなるうえ、赤字が膨らみ財政運営が不安定になるリスクが高いなど構造的な課題を抱えていました。今後、更なる高齢化の進展により医療費の増加が見込まれるなか、国民健康保険事業の財政安定化を図るため全国的な制度の見直しが必要となっていたことから、平成30年度に都道府県も国民健康保険の運営に参加するなどの制度改革が行われました。



県の主な役割	市町村の主な役割
○ 財政運営の責任主体 ○ 運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ○ 標準保険料率を算定・公表 ○ 市町村に対し保険給付に必要な費用を交付 等	○ 資格管理（被保険者証の発行） ○ 保険給付の決定 ○ 保険料の賦課・徴収 ○ 保健事業の実施 等

1. 報告事項

低所得者の国民健康保険税の課税にあたり、均等割額と平等割額を 5 割または 2 割軽減するための判定基準となる所得金額を令和6年4月1日から引上げたことを報告するものです。

2. 軽減制度の概要

国民健康保険に加入する被保険者は、所得の有無に関わらず保険税が賦課されるため、低所得者にとっては負担が重くなっています。

そこで、低所得者の保険税負担を抑えるため、一定の条件を満たす場合に均等割額及び平等割額を所得金額に応じて 7 割、5 割、2 割減額するものです。

3. 判定所得引き上げの理由・経緯

国は「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについては、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討している。」としており、令和 6 年度からの軽減判定所得について「地方税法施行令の一部を改正する政令」（令和6年3月30日公布）で改正されたことから、本市も同様の改正を行ったものです。

4. 改正の内容

令和 5 年度と令和 6 年度の軽減判定基準額は以下の通りです。

5 割軽減が 2 9 万円 → 2 9 万 5 千円（+ 5 千円）

2 割軽減が 5 3 万 5 千円 → 5 4 万 5 千円（+ 1 万円）に引き上げられています。

軽減割合	令和 5 年度	令和 6 年度
7 割	4 3 万 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下	4 3 万 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下
5 割	4 3 万円 + 2 9 万円 ×被保険者数 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下	4 3 万円 + 2 9 万 5 千円 ×被保険者数 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下
2 割	4 3 万円 + 5 3 万 5 千円 ×被保険者数 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下	4 3 万円 + 5 4 万 5 千円 ×被保険者数 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下

5. 軽減判定所得引き上げによる影響

令和 5 年度の課税状況（被保険者の所得状況等）を用いた試算では、5 割軽減と 2 割軽減合計で対象世帯数が 2 6 3 世帯、軽減額が 6 2 7 万円の増加となっております。

なお、軽減された税額については、国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 を負担しています。

軽減割合	対象	改正前	改正後	増加数	増加率
7 割	世帯数	20, 488世帯	20, 488世帯	0世帯	0. 0%
	軽減額	6億8, 791万円	6億8, 791万円	0円	0. 0%
5 割	世帯数	7, 258世帯	7, 403世帯	145世帯	2. 00%
	軽減額	2億448万円	2億920万円	472万円	2. 31%
2 割	世帯数	6, 023世帯	6, 141世帯	118世帯	1. 96%
	軽減額	7, 661万円	7, 816万円	155万円	2. 02%
合計	世帯数	33, 769世帯	34, 032世帯	263世帯	0. 78%
	軽減額	9億6, 900万円	9億7, 527万円	627万円	0. 65%

1. 市川市国民健康保険運営協議会の開催実績

令和 5 年度は 2 回の会議を開催しました。

第 1 回 令和 5 年 7 月 2 6 日（水）午後 1 時 30 分～

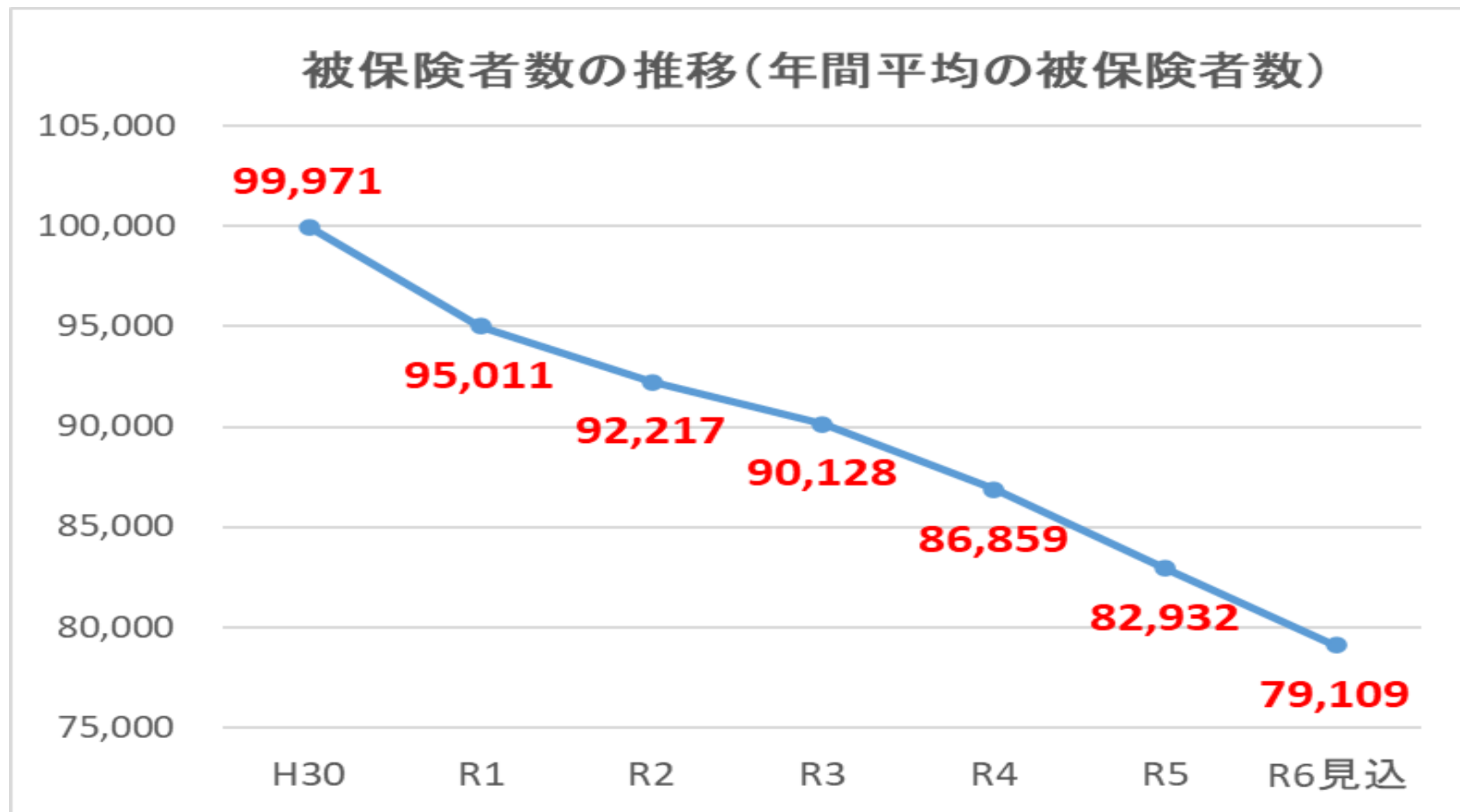
- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
 - 軽減判定所得の引き上げについて
- (2) 令和 4 年度事業報告
- (3) データヘルス計画について

第 2 回 令和 6 年 2 月 7 日（水）午後 1 時 30 分～

- (1) 課税限度額の引き上げについて（諮問）
- (2) 市川市国民健康保険税条例の改正について（報告）
 - ① 国民健康保険税率の改正について
 - ② 産前産後期間の保険税減額について
- (3) 令和 6 年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について
- (4) 次期データヘルス計画（案）について

2. 被保険者数の推移

国民健康保険の被保険者数は、社会保険の適用拡大（パート従業員の社会保険加入など）に加えて高齢者の就業率向上（定年退職後、国民健康保険に加入していた高齢者が就業により社会保険に留まる）や「団塊の世代」の後期高齢者医療への移行などにより、ここ数年、大幅な減少が生じています。令和 5 年度の被保険者数は、前年度に比べて **3,927人、4.5%の減** となっています。



3. 令和 5 年度 国民健康保険特別会計決算

令和 5 年度決算では前年度に比べて赤字額が11億4,600万円拡大するなど、急速に収支悪化が進んでいます。今後も高齢化の進展による医療費の増加や後期高齢者支援金の増加などにより収支悪化が進むことが見込まれており、早急な対策が求められています。

【歳出決算の特徴】

- ① 被保険者数の減少に伴い、医療費（「2.保険給付費」）は10億円減少しています。
- ② 一方、被保険者数が減少しているにもかかわらず、県に納付する「3.国民健康保険事業費納付金」は6億円増加しており、被保険者 1 人あたりの納付金は年々増加しています。

歳出

(単位：百万円)

区分	令和 5 年度		令和 4 年度		対前年増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1.総務費	594	1.5%	590	1.5%	4	0.7%
2.保険給付費	25,669	64.4%	26,655	66.6%	-986	-3.7%
3.国民健康保険事業費納付金	12,391	31.1%	11,786	29.5%	605	5.1%
うち医療分	8,690	21.8%	8,241	20.6%	449	5.4%
うち後期高齢者支援金分	2,578	6.5%	2,400	6.0%	178	7.4%
うち介護納付金分	1,123	2.8%	1,145	2.9%	-22	-1.9%
4.保健事業費	296	0.8%	313	0.8%	-17	-5.4%
5.その他の支出	890	2.2%	656	1.6%	234	35.7%
合計	39,840	100.0%	40,000	100.0%	-160	-0.4%

【歳入決算の特徴】

- ① 被保険者数の減少に伴い「1.保険税」は前年度から約5億円減少しています。
- ② 市が支払う医療費（歳出「2.保険給付費」）の減に伴い「2.県支出金」も10億円の減となっています。
- ③ 本市国民健康保険の赤字である「赤字繰入(1)」+「基金繰入(2)」は、令和5年度に 22億5,500万円に達し前年度から11億4,600万円の増加と急速に収支悪化しています。

※赤字額増加の主な要因

（歳入） 保険税の減 ▲4億6,600万円 （歳出） 国民健康保険事業費納付金の増 + 6億500万円

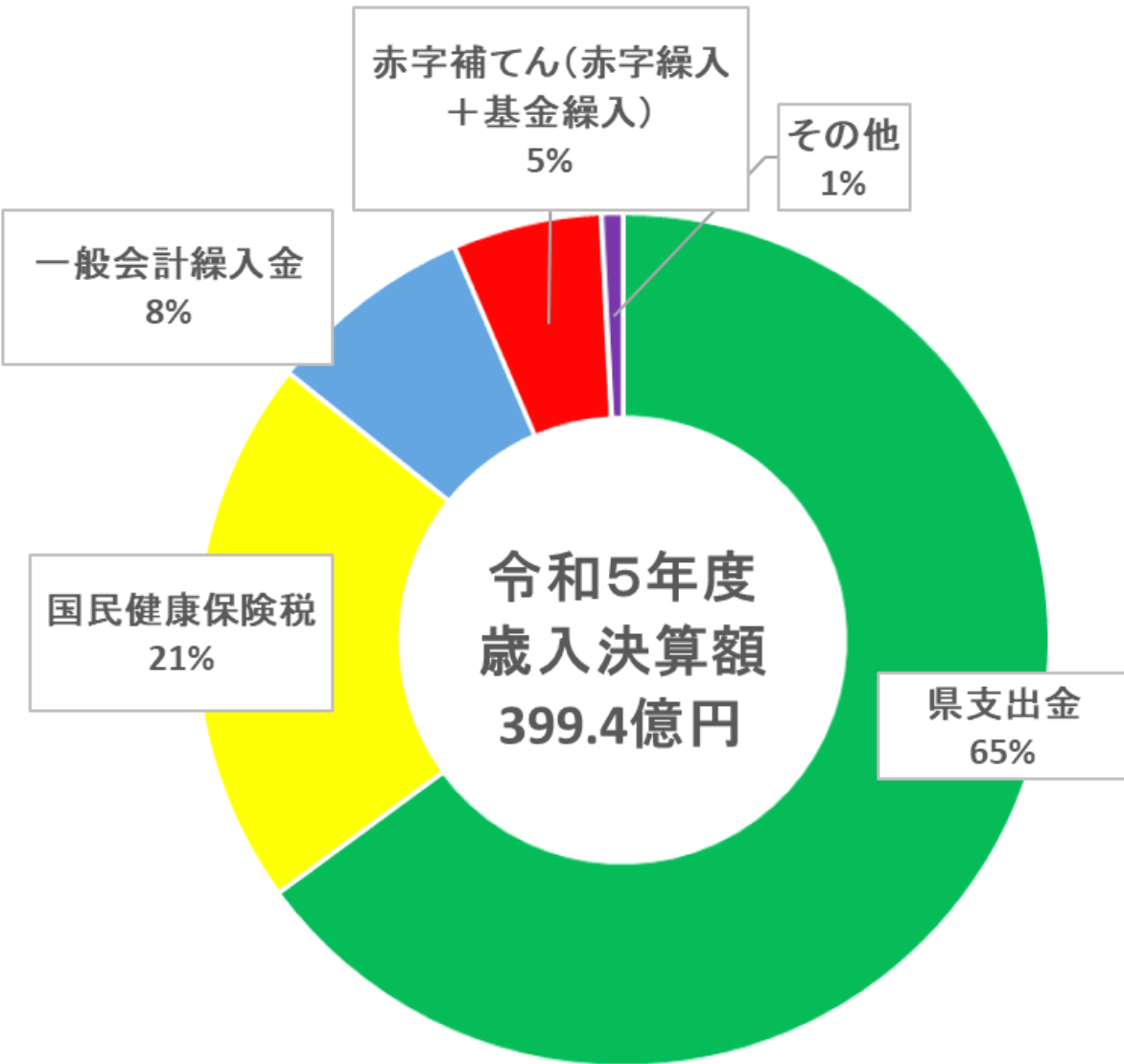
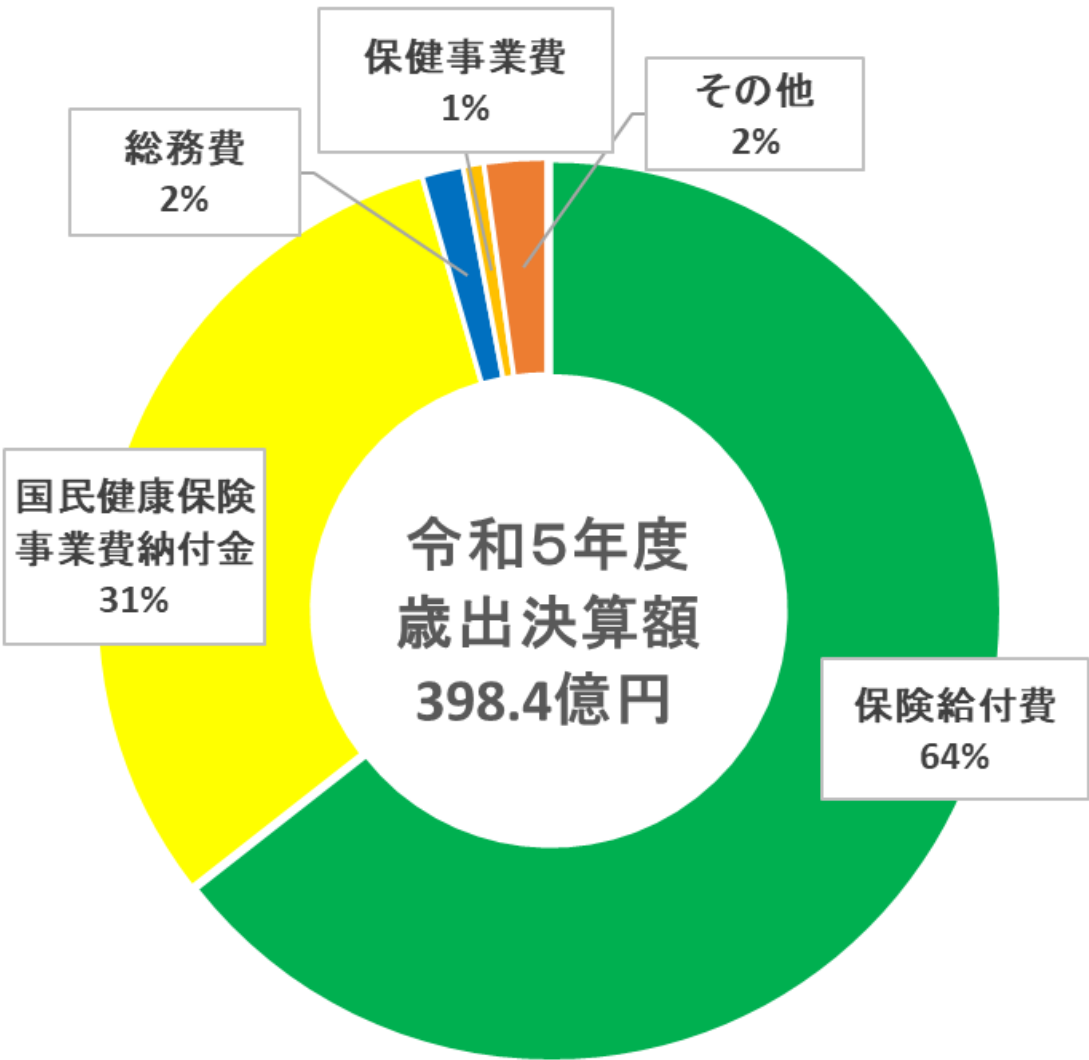
歳入

（単位：百万円）

区分	令和5年度		令和4年度		対前年増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1.保険税	8,314	20.8%	8,780	21.9%	-466	-5.3%
2.県支出金	25,941	64.9%	26,994	67.4%	-1,053	-3.9%
3.繰入金	5,380	13.5%	4,060	10.1%	1,320	32.5%
うち一般会計繰入金（法定内）	2,108	5.3%	2,140	5.3%	-32	-1.5%
うち一般会計繰入金（法定外）	2,332	5.8%	1,520	3.8%	812	53.4%
うち赤字繰入 (1)	1,315	3.3%	709	1.8%	606	85.5%
うち基金繰入金 (2)	940	2.4%	400	1.0%	540	135.0%
4.その他の収入	314	0.8%	251	0.6%	63	25.1%
合計	39,949	100.0%	40,085	100.0%	-136	-0.3%

【国民健康保険特別会計の特徴】

下図左側は歳出、右側は歳入の項目別構成比の円グラフです。
歳出・保険給付費（医療費）は県支出金で賄われています。
県に納付する国民健康保険事業費納付金は、本来、国民健康保険税と一般会計繰入金で賄う必要がありますが、本市は保険税収入が不足していることから赤字補てんを実施せざるを得ない状況となっています。

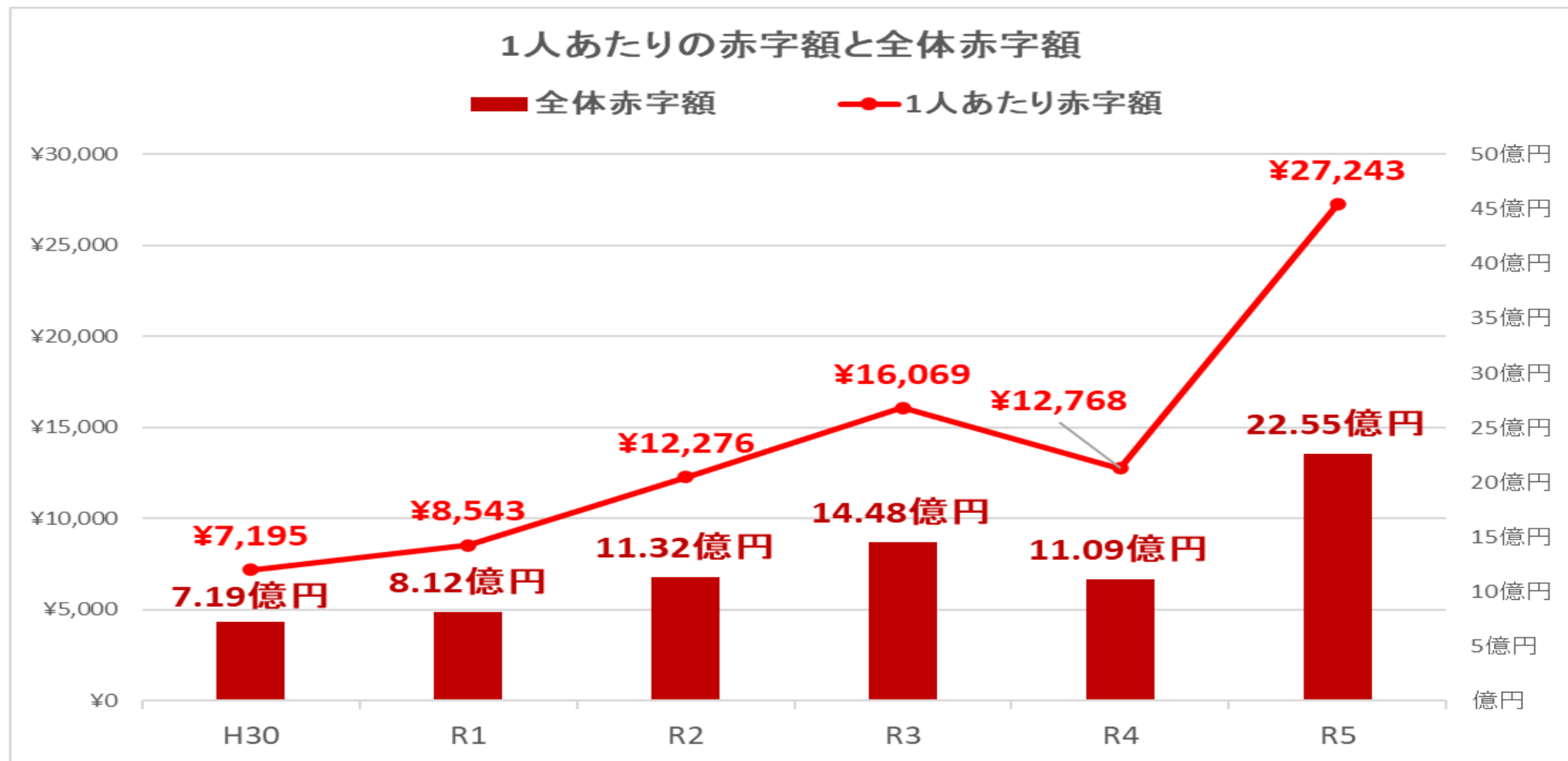


4. 市川市国民健康保険の赤字額の推移

国民健康保険は、平成30年度に財政運営の責任主体を都道府県とする改革が行われました。

本市国民健康保険は **改革前から赤字が続いていた** ため、国・県から **令和5年度までの赤字解消** が求められたことから「赤字削減・解消計画」を策定し、保険税収入の確保や医療費の適正化など様々な取り組みを行ってきましたが **赤字は年々増加し解消には至っていない状況** です。

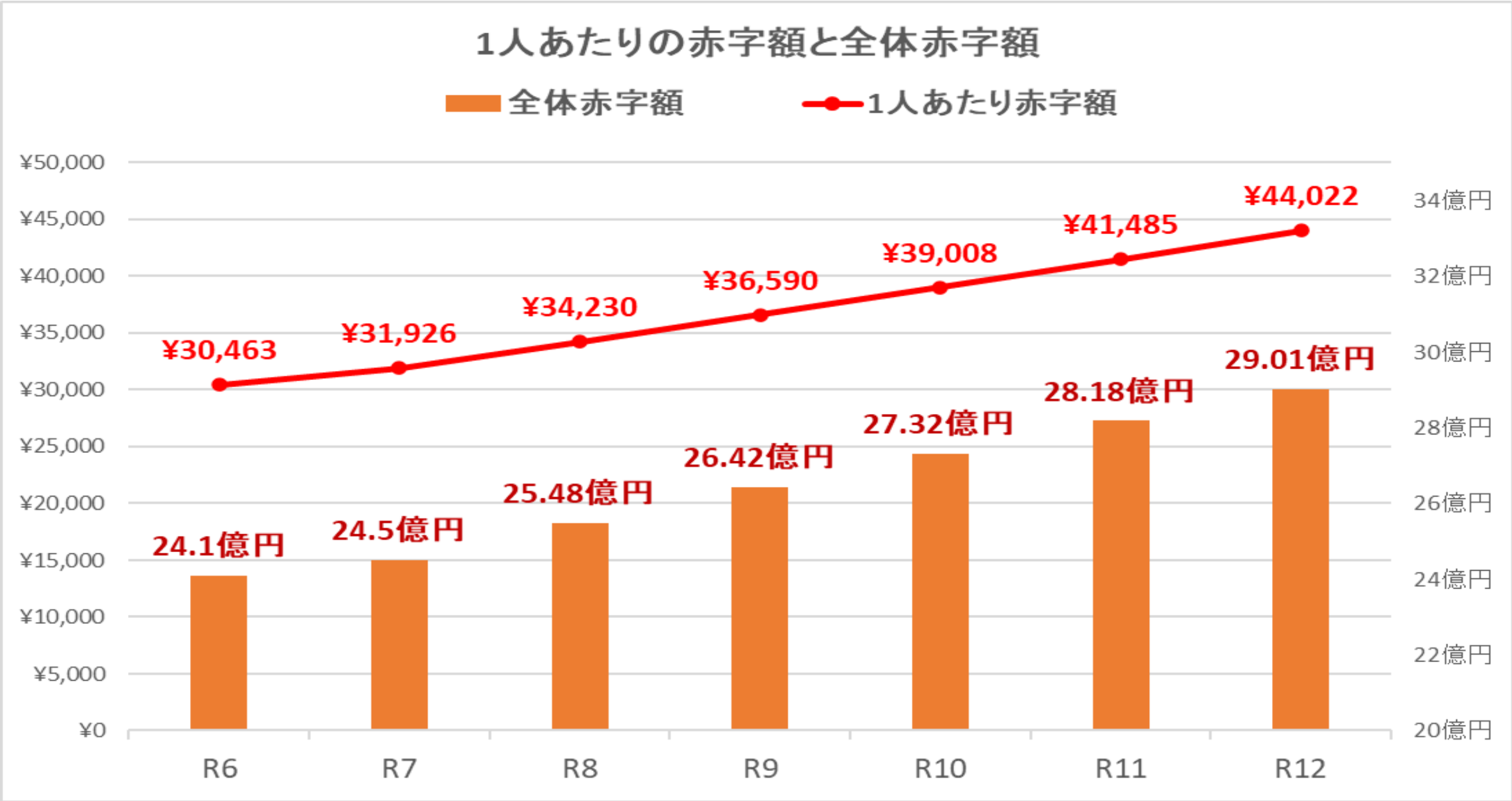
千葉県では、令和11年度に「**保険税水準を統一**」するとしており、これの障害となる赤字については **令和12年度までの解消が必須** とされていることから、本市は大変厳しい状況に置かれています。



5. 市川市国民健康保険の将来推計

令和 6 年度以降、保険税率の見直しを行わない場合、**令和12年度には被保険者 1 人あたり44,000円、全体では29億円の赤字**が見込まれています。

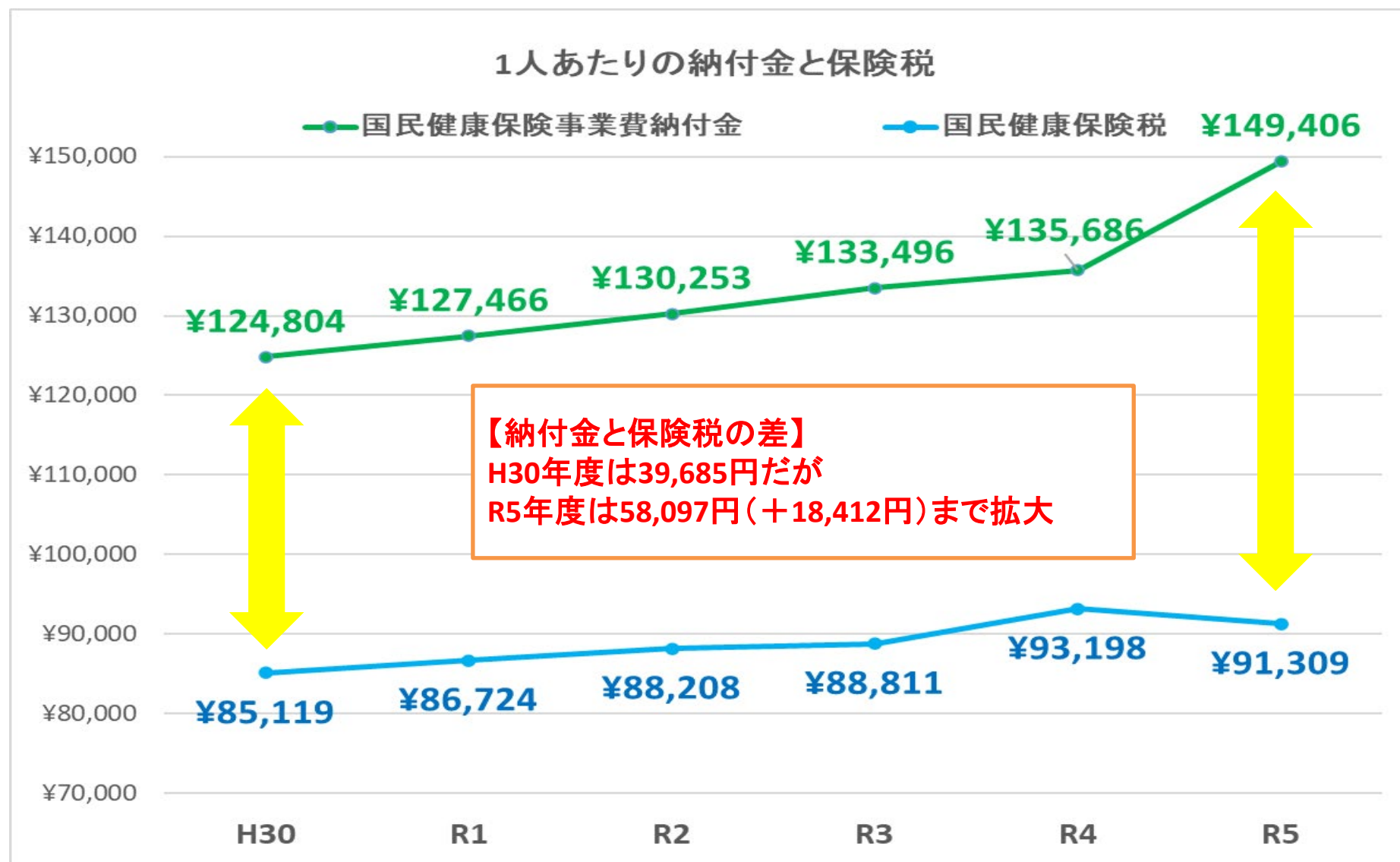
国民健康保険の赤字を削減・解消するためには、**保険税率の見直しが避けて通れない状況**です。



～参考資料 1～ 国民健康保険事業費納付金と保険税の乖離状況

本市の国民健康保険の赤字原因は、県に納付する「国民健康保険事業費納付金」の財源不足です。本来、被保険者が納付した保険税と一般会計からの法定繰入金（低所得世帯に対して軽減した保険税の国・県・市負担分など）で「国民健康保険事業費納付金」を賄う必要がありますが、本市は長年保険税率を据え置いてきたことなどから、必要な保険税収入を確保することができていないため赤字が生じています。

国民健康保険事業費納付金と保険税の乖離は年々拡大しており、これが赤字拡大の原因となっています。

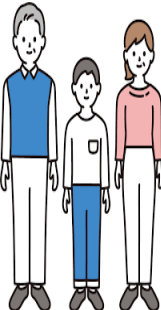
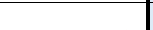


～参考資料 2～ 近隣市の国民健康保険税（料）概算額の推移

本市は長年に渡って税率を据え置いたため、近隣市に比べて低い（安い）保険税となっています。

			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度の 引上げ額	27年度からの 引上げ額			
【ケース1】 70歳、年金生活、単身世帯 年金収入 180万円／年 （15万円／月） 均等割・平等割 5割軽減世帯 ※保険税（料）に介護保険 料を含まない（別途納付） 	市川市	税額	43,200円									45,900円	+2,700円	+2,700円			
	千葉市	料額	50,700円	52,200円	54,100円	53,100円	55,300円	54,400円	54,600円	55,600円	57,700円	58,500円	+800円	+7,800円			
		本市との差	+7,500円	+9,000円	+10,900円	+9,900円	+12,100円	+11,200円	+11,400円	+12,400円	+14,500円	+12,600円					
	船橋市	料額	40,300円				41,000円			42,500円			45,000円	+3,100円	+7,800円		
		本市との差	-2,900円				-2,200円	-700円		+1,800円		+2,200円					
	松戸市	料額	48,000円								49,000円			53,000円	+4,000円	+5,000円	
		本市との差	+4,800円								+5,800円	+7,100円					
	浦安市	料額	42,100円			45,700円			47,700円			50,500円			51,800円	+1,300円	+9,700円
		本市との差	-1,100円			+2,500円	+4,500円				+7,300円	+5,900円					
	柏市	料額	46,600円	47,400円	46,600円	46,400円			47,500円			47,200円			52,000円	+4,800円	+5,400円
		本市との差	+3,400円	+4,200円	+3,400円	+3,200円			+4,300円	-300円		+6,100円					

【ケース2】 70歳と65歳の夫婦、 年金生活世帯 年金収入 264万円／年 （22万円／月） 内訳：夫 16万円／月 妻 6万円／月 均等割・平等割 5割軽減世帯 ※保険税（料）に介護保険 料を含まない（別途納付） 	市川市	税額	63,000円									67,600円	+4,600円	+4,600円			
	千葉市	料額	72,300円	74,700円	77,900円	76,500円	79,700円	78,500円	79,000円	80,600円	83,700円	84,800円	+1,100円	+12,500円			
		本市との差	+9,300円	+11,700円	+14,900円	+13,500円	+16,700円	+15,500円	+16,000円	+17,600円	+20,700円	+17,200円					
	船橋市	料額	67,000円				68,500円			71,500円			76,500円	+5,700円	+15,200円		
		本市との差	+4,000円				+5,500円	+8,500円		+13,500円		+14,600円					
	松戸市	料額	72,500円								74,500円			81,900円	+7,400円	+9,400円	
		本市との差	+9,500円								+11,500円	+14,300円					
	浦安市	料額	60,300円			66,600円			70,600円			75,800円			77,600円	+1,800円	+17,300円
		本市との差	-2,700円			+3,600円	+7,600円				+12,800円	+10,000円					
	柏市	料額	74,400円	75,800円	74,500円	74,300円			76,100円			75,500円			83,600円	+8,100円	+9,200円
		本市との差	+11,400円	+12,800円	+11,500円	+11,300円			+13,100円	-600円		+16,000円					

【ケース3】 40歳代、共稼ぎ夫婦と 中学生の子1人の3人世帯 世帯収入 480万円／年 （40万円／月） 内訳：夫 20万円／月 妻 20万円／月 均等割、平等割軽減なし世帯 ※保険税（料）に夫婦分の 介護保険料を含む 	市川市	税額	338,200円									377,800円	+39,600円	+39,600円			
	千葉市	料額	383,300円	385,700円	402,700円	391,700円	401,700円	403,700円	411,000円	418,600円	429,800円	437,000円	+7,200円	+53,700円			
		本市との差	+45,100円	+47,500円	+64,500円	+53,500円	+63,500円	+65,500円	+72,800円	+80,400円	+91,600円	+59,200円					
	船橋市	料額	355,200円				359,700円			368,700円			383,700円	+30,400円	+58,900円		
		本市との差	+17,000円				+21,500円	+30,500円		+45,500円		+36,300円					
	松戸市	料額	386,200円								392,200円			428,900円	+36,700円	+42,700円	
		本市との差	+48,000円								+54,000円	+51,100円					
	浦安市	料額	306,700円			334,600円			357,100円			378,500円			403,300円	+24,800円	+96,600円
		本市との差	-31,500円			-3,600円	+18,900円				+40,300円	+25,500円					
	柏市	料額	378,500円	394,800円	388,700円	387,900円			398,300円			396,500円			433,500円	+37,000円	+55,000円
		本市との差	+40,300円	+56,600円	+50,500円	+49,700円			+60,100円	-1,800円		+55,700円					